

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 4 月 6 日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
大日本明治製糖株式会社

株式交換に関する事後開示書類

東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森本 卓

東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
大日本明治製糖株式会社
代表取締役社長 佐藤 裕

DM三井製糖ホールディングス株式会社（2021年4月1日付変更前の商号は三井製糖株式会社。以下「DM三井製糖」といいます。）及び大日本明治製糖株式会社（以下「大日本明治」といいます。）は、2020年10月15日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、DM三井製糖を株式交換完全親会社とし、大日本明治を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行った大日本明治の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

大日本明治は、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2021年2月26日付で、大日本明治の株主に対して、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるDM三井製糖の商号及び住所を官報にて公告いたしましたが、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った大日本明治の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 (株式交換の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行ったDM三井製糖の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過

DM三井製糖は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 2 月 24 日付で、DM三井製糖の株主に対して、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社である大日本明治の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったDM三井製糖の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条 (債権者異議) の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換によりDM三井製糖に移転した大日本明治の株式の数は普通株式 106,365 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項

(1) DM三井製糖は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2021 年 2 月 22 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 大日本明治は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 2 月 26 日付の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) DM三井製糖は、本株式交換に際して、本株式交換によりDM三井製糖が大日本明治の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における大日本明治の株主である三菱商事株式会社及び日本甜菜製糖株式会社に対し、その保有する大日本明治の普通株式 1 株につきDM三井製糖の普通株式 63.35 株の割合をもって、DM三井製糖の普通株式を割当て交付いたしました。なお、DM三井製糖が大日本明治の株主に対して割当て交付したDM三井製糖の普通株式の合計は 6,738,222 株です。

(4) 本株式交換により増加するDM三井製糖の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金：0 円

② 資本準備金：8,070,860,740 円

③ 利益準備金：0 円

(5) 本株式交換に関しては、公正取引委員会より 2020 年 12 月 15 日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けております。

以上